

【別添資料】

処分を受けた 職 員	社会文化部 課長級 50歳代 男性
処分の年月日	令和6年8月30日
処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職3月
根拠法令 及び条項	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
処分の理由	公共施設の有料駐車場を不適切に利用し、駐車場使用料の支払いを免れていたことは、市民の信頼を大きく失墜させた行為であり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であることから、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものである。